

○石川県警察内部通報処理要綱の全部改正について

平成27年3月25日
監甲達第12号、総甲達第30号
警察本部長から部課署長あて

対号 平成18年5月25日付け監甲達第30号「石川県警察内部通報処理要綱の制定について（通達）」

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、石川県警察において、警察職員等からの法令違反に関する通報を適切に処理するため、対号に基づき実施してきたものであるが、この度、組織上の問題点を広く把握してその是正を図るため、内部通報制度を活性化させることを目的として「石川県警察内部通報処理要綱」を別添のとおり全部改正し、平成27年4月1日から運用することとしたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本要綱の施行をもって廃止する。

別添

石川県警察内部通報処理要綱

第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、石川県警察（以下「県警察」という。）において、内部通報を適切に処理するため、県警察が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、内部通報をした者等の保護を図るとともに、県警察の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 内部通報 次に掲げる通報であって、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でないものをいう。

ア 県警察の職員又は県警察の契約先の労働者（以下「県警察の職員等」という。）が、県警察（県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含む。）についての法令違反行為又はその疑いのある事実を県警察に通報すること。

イ 県警察の職員等が、県警察の職員についての石川県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年石川県警察本部訓令第4号）に違反する行為又はその疑いのある事実を県警察に通報すること。

(2) 内部通報・相談窓口 内部通報を受理し、及び内部通報に関連する相談（匿名及び仮名の者からのものを含む。以下同じ。）を受け付けるために県警察に設けた窓口をいう。

(3) 外部窓口 内部通報を受理し、及び内部通報に関連する相談を受け付けるために県警察の外部に設けた窓口をいう。

第3 内部通報・相談窓口の場所等

1 内部通報・相談窓口の場所

警務部監察課長（以下「監察課長」という。）の下に、内部通報・相談窓口を置く。

2 内部通報等の方法

内部通報・相談窓口は、内部通報及び内部通報に関連する相談（以下「内部通報等」という。）を専用電話及び専用メールアドレスで受け付けるほか、口頭又は書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）により受け付け、外部窓口は、適宜の方法により受け付ける。

3 内部通報・相談窓口への連絡

内部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員（外部窓口の事務に従事する場合における当該職員を除く。）は、内部通報等をされたときは、遅滞なく、内部通報・相談窓口への連絡その他の適切な措置を執る。

4 秘密保持及び個人情報保護の徹底・利益相反関係の排除

- (1) 内部通報の処理及び内部通報に関連する相談の取扱いに関与した職員は、内部通報等に関する秘密を漏らしてはならない。
- (2) 内部通報の処理及び内部通報に関連する相談の取扱いに関与した職員は、知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 県警察の職員は、自らが関係する内部通報の処理並びに内部通報に関連する相談及び情報提供の取扱いに関与してはならない。

第4 内部通報の処理の手順

1 内部通報の受理

- (1) 監察課長は、県警察の職員等から受けた通報が内部通報に該当するときは、当該内部通報をした者に対し、当該内部通報を受理した旨を遅滞なく通知しなければならない。この場合において、監察課長は、当該内部通報をした者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該内部通報をした者の氏名及び連絡先並びに当該内部通報の内容となる事実を把握するとともに、当該内部通報をした者に対し、当該内部通報をした者に対する不利益取扱いのないこと、当該内部通報をした者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明する。
- (2) 監察課長は、県警察の職員等から受けた通報が内部通報に該当しないときは、当該通報をした者に対し、当該通報を内部通報として受理しないこと及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

2 調査の実施等

- (1) 監察課長は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、内部通報をした者に対し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、また、調査を行わない場合はその旨及び理由を、それぞれ遅滞なく通知しなければならない。
- (2) 監察課長は、内部通報をした者に対し、当該内部通報を受理してから当該内部通報の処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努める。
- (3) 監察課長は、内部通報をした者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、当該内部通報をした者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を実施する。
- (4) 監察課長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、内部通報をした者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するよう努める。

3 是正措置等の実施等

- (1) 監察課長は、調査の結果、法令違反行為等が明らかになったときは、当該行為をした職員が所属する部署その他の内部通報の処理に係る部署（以下「関係部署」という。）に、速やかに是正措置及び再発防止策等（以

下「是正措置等」という。)をとらせ、その内容を遅滞なく連絡させる。

また、任命権者その他の職員は、必要があるときは、関係者の処分を行う。

- (2) 監察課長は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、内部通報をした者に対し、是正措置等の内容を遅滞なく通知するよう努める。

第5 石川県公安委員会への報告

監察課長は、石川県公安委員会に対し内部通報に該当する通報、調査結果及び是正措置等の内容を遅滞なく報告する。

第6 関係事項の公表

監察課長は、内部通報をした者及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、内部通報に該当する通報件数等その他の必要と認める事項を、適宜公表する。

第7 是正措置等の実効性評価

監察課長又は関係部署は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努める。

第8 内部通報等をした者の保護

1 不利益な取扱いの禁止等

- (1) 監察課長及び窓口担当職員（内部通報・相談窓口及び外部窓口の事務に従事する職員をいう。以下同じ。）は、内部通報等をした者の個人情報等を監察課長及び窓口担当職員以外の県警察の職員に対し、提供してはならない。ただし、監察課長が、内部通報の処理等に必要と認め、かつ、内部通報等をした者の同意がある場合は、この限りではない。
- (2) 県警察の職員は、内部通報等をした者に対し、当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- (3) 任命権者その他の職員は、内部通報等をした者に対し、当該内部通報等をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置を執る。正当な理由なく、当該内部通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

2 内部通報をした者のフォローアップ

監察課長は、関係部署の必要な協力を得ながら、内部通報の処理の終了後、内部通報をしたことを理由として内部通報をした者に対する不利益な取扱いや職場内での嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、当該内部通報をした者の保護に係る十分なフォローアップを行う。

第9 その他

1 内部通報関連資料の管理

関係部署は、内部通報の処理に係る文書等を、石川県警察文書管理規程（平成13年石川県警察本部訓令第2号）に基づき、内部通報をした者の秘密保持

及び個人情報の保護に留意して、適切に管理しなければならない。

2 上司への内部通報

内部通報者の上司である職員が当該内部通報を受けた場合、当該内部通報を受けた職員は、自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該内部通報を受けた職員の上司への報告、内部通報・相談窓口への通報その他適切な措置を遅滞なく執る。

3 匿名及び仮名の者並びに県民等からの情報提供の取扱い

- (1) 内部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員は、匿名及び仮名の者並びに県民等から内部通報に関連する情報提供をされたときは、遅滞なく、内部通報・相談窓口への連絡その他の適切な措置を執る。
- (2) 監察課長は、内部通報に関連する情報提供を受けたときは、第4の2(3)及び3(1)に準じ、適切に処理する。

4 協力義務

- (1) 県警察の職員は、正当な理由がある場合を除き、内部通報及び内部通報に関連する情報提供に関する調査に誠実に協力する。
- (2) 県警察及び県警察の職員は、内部通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。